

新潟市浄化槽設置整備事業補助金交付事務処理要領

(趣 旨)

第1条 新潟市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第12条の規定に基づき市長が別に定める必要な事項は、次のとおりとする。

(補助対象区域)

第2条 要綱第3条第3項に規定する市長が認める区域は、浄化槽を設置しようとする住宅等の土地について、その土地が部分的に合併処理浄化槽整備区域又は合併処理浄化槽移行区域に該当する場合に、浄化槽の設置場所や工事内容等を勘案し、市長が補助対象区域と認めた区域をいう。

(補助金交付申請)

第3条 要綱第7条第1項に規定する補助金交付申請は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。）第5条第4項に基づく通知等又は建築基準法（昭和25年法律第20号。）第6条に基づく確認済証を受けてから、別表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める全ての工事着手前の間に申請するものとする。

- 2 前項の交付申請書は、申請順に交付についての審査を行うものとする。
- 3 要綱第7条第2項第3号に規定する契約書については、工事請負契約書（別記様式第1号）に準ずるものとする。
- 4 要綱第7条第2項第3号に規定する工事施工監督する者の資格を証明する書類は、平成元年10月30日付け厚生省・建設省告示第1号により指定した小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会を修了したこと又は昭和63年度以降に浄化槽設備士となったことを証明する書類とする。
- 5 要綱第7条第2項第4号に規定する見積書の写しは、浄化槽設置工事に係る部分が明確になるものとする。
- 6 要綱第7条第2項第9号に規定する新潟市制度用納税証明書は、申請時に申請者の住民登録地が市外の場合であって新潟市制度用納税証明書の取得ができない場合に、申請前2週間以内に取得した住民票に代えることができるものとする。
- 7 要綱第7条第2項第10号に規定する見積書の写しは、宅内配管工事に係る部分が明確になるものとする。
- 8 要綱第7条第2項第11号に規定する見積書の写しは、単独処理浄化槽等撤去工事に係る部分が明確になるものとする。
- 9 要綱第7条第2項第12号に規定する市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 確認書兼同意書（別記様式第2号）
- (2) 設置場所が明記された住宅地図等の図面
- (3) 宅内配管工事費に係る補助金の申請をする場合、単独処理浄化槽又はくみ取便槽の撤去費の見積書の写し
- (4) 同一敷地であることを証する必要がある場合、申請者が、当該敷地の所有者又は当該敷地で浄化槽の設置を行うために必要な権原を有する者であることを示す書類

（実績報告）

第4条 要綱第10条第1項に規定する報告期限は、報告期限内に市長と協議し、延長することが適当と認められた場合には、補助金の交付決定を受けた当該年度終了日（その日が休日等に当たる場合は、その前日においてその日に最も近い休日等でない日）まで延長することができる。

- 2 要綱第10条第2項第1号に規定する業務委託契約書の写しは、保守点検及び清掃をまとめて契約している場合は、その写しとする。
- 3 要綱第10条第2項第2号に規定する領収書の写しは、浄化槽設置工事に係る部分が明確になるものとする。
- 4 要綱第10条第2項第3号に規定する指定検査機関が受諾したことを証する書類とは、指定検査機関の受付印がある法定検査依頼書の写し又はこれにかわるものとする。
- 5 要綱第10条第2項第7号に規定する宅内配管工事の施工状況写真は、建物と升、升と升及び升と浄化槽の間の配管が明確に接続されていることが明確なものとする。
- 6 要綱第10条第2項第7号に規定する領収書の写しは、宅内配管工事に係る部分が明確になるものとする。
- 7 要綱第10条第2項第8号に規定する領収書の写しは、単独処理浄化槽等撤去工事に係る部分が明確になるものとする。
- 8 要綱第10条第2項第9号に規定する産業廃棄物管理票の写しは、産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票とする。
- 9 要綱第10条第2項第11号に規定する市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。
 - (1) チェックリスト（別記様式第3号）
 - (2) 特別な理由により、別紙「浄化槽等の適正な施工について」に準じた施工が行えない場合、その理由を明らかにした書面

（その他）

第5条 補助対象浄化槽の設置工事については、関係法令を遵守するとともに、別紙「浄化槽等の適正な施工について」に準ずるものとする。

附 則

この要領は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成3年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成4年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年12月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年3月31日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	工事
浄化槽の新設	浄化槽の設置工事
単独処理浄化槽等から転換	単独処理浄化槽等撤去工事、宅内配管工事、及び浄化槽の設置工事
単独処理浄化槽等から建替え等	既設住宅等解体工事、単独処理浄化槽等撤去工事、宅内配管工事、及び浄化槽の設置工事

工 事 請 負 契 約 書

第1条 発注者 (以下「甲」という。)及び浄化槽工事業者
(以下「乙」という。)は、新潟市浄化槽設置整備事業補助金の交付を受けて甲が行
う浄化槽の設置工事に関し、対等な立場でこの契約を締結し、信義を守り誠実にこれ
を履行する。

第2条 この契約は、次に掲げる工事に適用される。

工事の場所 新潟市

工事の期間 年 月 日～ 年 月 日

設置する浄化槽

浄化槽法(昭和58年法律第43号)第4条第1項の規定による構造基準に
適合(合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針(平成4年10月3
0日付け衛浄34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策係室長
通知)が適用される浄化槽にあつては、同指針に適合するものに限る。)し、
かつ、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率90%以上・
放流水のBODが20mg/l(日間平均値)以下の機能を有するところの、別
添する図面及び仕様書に係る浄化槽

工事の請負代金及び支払方法

金額 円

支払方法 1 現金 2 その他()

第3条 乙はこの契約と添付の図面及び仕様書に基づき、前条の期間内に工事を完成し
て契約の目的物を甲に引き渡すものとし、甲は、引き渡しと引き換えにその請負代金
全額の支払いを完了する。

第4条 乙は、この契約に係る工事を、浄化槽法第29条第3項に従い浄化槽設備士
に実地に監督させ、又は自ら浄化槽設備士の資格を有して、工事を実地
に監督しなければならない。

第5条 甲及び乙はこの契約によって生じる権利又は義務を、第三者に譲渡又は承継さ
せてはならない。但し、相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

第6条 乙は、この契約の履行について、工事の全部又は大部分を一括して第三者に委
任し、又は請け負わせてはならない。但し、予め甲の書面による承諾を得た場合は、
この限りでない。

第7条 乙は、浄化槽法第4条第5項の規定による浄化槽工事の技術上の基準及び新潟
市が定める工事の基準に従って工事を行わなければならない。

第8条 甲は、やむを得ない場合には、工事内容を変更し、又は工事着手を延期し、若
しくは工事を一時中止することを求めることができる。この場合において、請負代金
額又は工期を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

2 本条による変更、延期、又は中止による損害は乙の責に帰すべき場合を除き、甲が
負担する。

第9条 乙は、乙の責に帰することができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、甲に対して、遅滞なく、その事由を明示して工期の延長を求めることができる。この場合、その延長日数は、甲乙協議して定める。

第10条 工事の完成引き渡しまでに工事目的物その他工事施工について生じた損害は、乙の負担とする。但し、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものは、甲の負担とする。

第11条 乙は、工事のため第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責を負う。但し、甲の責に帰すべき事由による場合は、甲がその責を負うものとする。

第12条 乙は、新潟市が定める新潟市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に基づき、所定の期間内に所定の書類及び写真を、甲に提出しなければならない。

第13条 甲は、工事が本契約の規定又は第7条に定める基準に適合しないと認めるときは、乙に対し、相当の期限を定めてその瑕疵の修補を請求することができる。

2 甲は、浄化槽法第7条の規定により、水質に関する検査を受け、その検査の結果、浄化槽の工事について改善の指摘を受けた場合は、乙に対し、相当の期限を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代わる損害賠償を請求することができる。

3 前項に定める請求は、浄化槽の工事についての改善の指摘が甲の責に帰すべき事由に基づくものである場合には、することができない。

第14条 瑕疵の修補又は損害賠償請求権の行使は、引き渡し後5年以内に行わなければならない。

第15条 次の各号の一に該当するときは、甲又は乙は催告その他何等の手續を要せずこの契約を解除することができる。

(1) 第1条に基づく新潟市浄化槽設置整備事業補助金が交付されないこととなったとき。

(2) 工事用地につき、工事施工が著しく困難と判断される瑕疵が発見されたとき。

2 前項により、この契約が解除された場合、乙はこの契約の履行のために乙において要した費用及び乙において甲のために既に支出した立替金を甲に請求することができる。

第16条 甲は乙が工事を完成するまでは、乙の損害を賠償して、この契約を解除することができる。

2 甲は乙の契約違反によりこの契約の目的を達することができなくなったと認めるときは、催告その他何等の手段を要せず、この契約を解除することができる。この場合、甲は甲の被った損害の賠償を乙に請求することができる。

第17条 次の各号の一に該当するときは、乙は催告その他何等の手續を要せず、この契約を解除することができる。

(1) 第8条に基づき、工事が一時中止され又は甲の責に帰すべき事由により着工期日が延期された場合に、工事の一時中止又は着工期日の延期の状態が10日以上継続したとき。

(2) 甲が請負代金を所定の期日に支払わなかったとき又は請負代金の支払い能力を欠くことが明らかになったとき。

(3) 甲がこの契約に違反し、その結果、この契約を履行できなくなったと乙が認めたとき。

2 前項によってこの契約が解除された場合は、甲は乙の損害を賠償するものとする。

第18条 乙の責に帰すべき事由により、標記引渡期日（工期が変更された場合は、変更後の工期に基づいて定められる引渡期日）までに工事の目的物を引き渡すことができない場合は、甲は遅延日数1日につき請負代金総額の 分の1の違約金を請求することができる。

2 甲がこの契約に基づいて、乙に支払うべき金額を所定の期日までに支払わないときは、甲は該当金額につき、支払期日の翌日から支払完了の日まで日歩 銭の割合による遅延損害金を乙に支払うものとする。

第19条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議の上定めることとする。

以上契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名捺印の上各自1通を保有する。

年 月 日

甲 注文者 住所
氏名 印

乙 請負者 住所
氏名 印
(浄化槽工事業登録番号：)
又は届出番号：)

浄化槽設置整備事業補助金 確認書兼同意書

1. 補助金を申請する全ての方へ

(1) 次の注意事項をご確認いただき、確認後□に✓を入れてください。		確認
① 工事は、市から交付決定通知が届いてから着手します。		<input type="checkbox"/>
② 工事内容に変更があった場合は、「変更承認申請書」を速やかに提出します。		<input type="checkbox"/>
③ 工事完了後、1カ月以内または3月15日のいずれか早い日までに実績報告書を提出します。(工事は、年度内に完了させなければいけません。)		<input type="checkbox"/>
④ 設置後の浄化槽は、浄化槽法が定める法定検査・保守点検・清掃を適正に実施します。		<input type="checkbox"/>
⑤ 浄化槽を設置しようとする場所に居住します。		<input type="checkbox"/>
⑥ 偽りその他不正の手段により手続きを行ってはいけません。		<input type="checkbox"/>
⑦ 本補助金は、市の他の補助制度と重複する工事には使用できません。		<input type="checkbox"/>
⑧ 上記①～⑦の事項を守らなかった場合、補助金交付決定の取消、または交付した補助金の返還を命ずる場合があります。		<input type="checkbox"/>

(2) 交付申請書等の書類の提出について、次のいずれか1つの□に✓を入れてください。		いずれか1つ
① 申請者本人が行います。		<input type="checkbox"/>
② 次の浄化槽工事業者が代理で行います。※ 浄化槽工事業者名： _____		<input type="checkbox"/>

※ 記載のある工事業者には市からの通知（交付決定通知書など）の写しを渡します。

(3) 次の内容をご確認いただき、同意いただける場合は□に✓を入れてください。		同意
同意事項 本件の申請内容が、市の他の補助制度と重複していないことを確認するため、市の他の部署に必要な範囲で申請に関する情報（個人情報を含む）を提供することに同意します。ただし、この同意書により調査され、又は収集された私の個人情報が、本件事務と関係のない目的で、提供又は利用されないことを条件とします。		<input type="checkbox"/>

2. 単独処理浄化槽からの転換、建替え等を行う方へ

(1) 単独処理浄化槽の撤去について、次のいずれか1つの□に✓を入れてください。		いずれか1つ
① 単独処理浄化槽を 全撤去 します。		<input type="checkbox"/>
② 一部を残し出来る限り単独処理浄化槽を 撤去 します。		<input type="checkbox"/>
③ 単独処理浄化槽は 撤去できません 。		<input type="checkbox"/>
上記で②又は③に該当する場合、全撤去できない理由を記入ください。 (_____)		/

(2) 次の事項をご確認いただき、次のいずれか1つの□に✓を入れてください。 (法定検査が未受検の場合は補助の対象になりません [再開届を提出した場合を除く]。)		いずれか1つ
① 撤去する単独処理浄化槽は、前年度から申請日までの間に浄化槽法第 11 条に基づく法定検査を 1 回以上受検しています。		<input type="checkbox"/>
② 申請年度に浄化槽使用再開届出書を提出しました。		<input type="checkbox"/>

(裏面に続く)

(3) 次の内容をご確認いただき、同意いただける場合は□に✓を入れてください。

同意事項	同意
補助金申請の審査に必要な範囲で、浄化槽法第 11 条に基づく法定検査の受検状況について調査することに同意します。ただし、この同意書により調査され、又は収集された私の個人情報、本件事務と関係のない目的で、提供又は利用されないことを条件とします。	<input type="checkbox"/>

3. くみ取り便槽からの転換、建替え等を行う方へ

(1) くみ取り便槽の撤去について、次のいずれか 1 つの□に✓を入れてください。

	いずれか 1つ
① くみ取り便槽を 全撤去 します。	<input type="checkbox"/>
② 一部を残し出来る限りくみ取り便槽を 撤去 します。	<input type="checkbox"/>
③ くみ取り便槽は 撤去できません 。	<input type="checkbox"/>
上記で②又は③に該当する場合、全撤去できない理由を記入ください。 ()	

(2) くみ取り手数料（一般廃棄物処理手数料）に未納がない場合は、次の□に✓を入れてください。
なお、補助金申請時に、申請者にくみ取り手数料の未納があるときは補助の対象になりません。

	確認
私（申請者）に、くみ取り手数料（一般廃棄物処理手数料）の未納はありません。	<input type="checkbox"/>

(3) 次の内容をご確認いただき、同意いただける場合は□に✓を入れてください。

同意事項	同意
補助金申請の審査に必要な範囲で、くみ取り手数料（一般廃棄物処理手数料）の納付状況について調査することに同意します。ただし、この同意書により調査され、又は収集された私の個人情報、本件事務と関係のない目的で、提供又は利用されないことを条件とします。	<input type="checkbox"/>

4. 新設を行う方へ

次の注意事項をご確認いただき、確認後□に✓を入れてください。

	確認
実績報告書提出時に、住所変更届出書（新潟市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱 別記様式第 7 号）を添付します。	<input type="checkbox"/>

以上、補助金交付申請にあたり、1 から 4 の必要な事項について確認しました。

確認日	年 月 日
申請者	住所：
	氏名：

※ 住所・氏名は申請者の自筆記載としてください。

別記様式第3号

チェックリスト

検 査 項 目	チェックのポイント	欄
1 流入管きよ及び放流管きよの勾配	汚物や汚水の停滞がないか。	
2 放流先の状況	放流口と放流水路の水位差が適切に保たれ、逆流のおそれはないか。	
3 誤接合等の有無	生活排水が全て接続されているか。	
	雨水や工場廃水等が流入していないか。	
4 升等の位置及び種類	起点、屈曲点、合流点及び一定間隔ごとに適切な升等が設置されているか。	
5 流入管きよ、放流管きよ及び空気配管の変形、破損のおそれ	管の露出等により変形、破損のおそれはないか。	
6 かさ上げの状況	バルブの操作などの維持管理を容易に行うことができるか。	
7 浄化槽本体の上部及びその周辺の状況	保守点検、清掃を行いにくい場所に設置されていないか。	
	保守点検、清掃の支障となるものが置かれていないか。	
	コンクリートスラブが打たれているか。	
8 漏水の有無	漏水が生じていないか。	
9 浄化槽本体の水平の状況	水平が保たれているか。	
10 接触材等の変形、破損、固定の状況	嫌気ろ床槽のろ材及び接触ばっ気槽の接触材に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
11 ばっ気装置、逆洗装置及び汚泥移送装置の変形、破損、固定及び稼働の状況	各装置に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
	空気の出方や水流に片寄りはないか。	
12 消毒設備の変形、破損、固定の状況	消毒設備に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
	薬剤筒は傾いていないか。	

別 紙

浄化槽等の適正な施工について

(一般事項)

- 1 浄化槽の施工に係る一般事項は、次のとおりとする。
 - (1) 浄化槽設備士が実地に浄化槽設置工事を監督するか又は自らが浄化槽工事を行うこと。
 - (2) 浄化槽設置工事に際しては、浄化槽法第30条に規定する標識を設置すること。
 - (3) 浄化槽設置工事の基礎の状況等に関して次のアからカまでの状況を写真に取り、実績報告書に添付すること。
 - ア 浄化槽設備士が実地に監督していることを証する写真
 - イ 基礎工事の状況を示す写真
 - ウ 据付工事の状況を示す写真
 - エ かさ上げの状況を示す写真
 - オ 工事完了の状況を示す写真
 - カ その他特殊な施工を実施した場合は、その状況を示す写真

(設置場所)

- 2 浄化槽の設置場所は、次のとおりとする。
 - (1) 建物等維持管理に支障を及ぼすおそれのある構造物の下部に浄化槽を設置しないこと。
 - (2) 車庫及び荷重の大きな場所は、極力避けること。やむを得ず設置する場合は、次のア及びイによること。
 - ア 車庫に設置する場合には、四隅に支柱をたて上部に鉄筋コンクリートスラブを打つ等荷重が浄化槽の本体にかからないよう必要な措置を講じるとともに、マンホールは耐圧マンホールを使用すること。
 - イ がけ下等土圧が強い場合には、土圧に応じた鉄筋コンクリート擁壁を設けること。

(基礎工事)

- 3 浄化槽の基礎工事は、次のとおりとする。
 - (1) 掘削工事は、土質及び地下水の状況等をよく調査し、必要に応じて土留工事及び水替工事等適切な措置を講じること。
 - (2) 栗石地業を行い、十分につき固め、すてコンクリートを所定の深さまで水平に打つこと。
 - (3) 基礎コンクリート（厚さ10cm以上とし、配筋を行うこと。）を施し、十分な養生の期間をとること。

(据付工事)

- 4 浄化槽の据付工事は、次のとおりとする。
 - (1) 槽に水張りし、水平が狂わないよう確認しながら、随時水じめ等を行い、埋め戻しを行うこと。
 - (2) 埋め戻しに当たっては、良質の山砂等を用いること。

- (3) マンホールが地盤面から5cm程度高くなるよう据付し、やむを得ず地盤面よりマンホールが低くなる場合は、雨水等が槽内に混入しないように必要な措置を講じること。
- (4) 配管の都合上、かさ上げを実施する場合は、30cm以内とし、かさ上げが30cm以上必要となる場合には、擁壁を設け、上部には排水管を設けた鉄筋コンクリートのピットを設け、縞鋼板等で蓋をすること。
- (5) 上部に鉄筋コンクリートスラブを打設するとともに、地下水等の状況に応じ浮上防止金具を設ける等浮上防止対策を講じること。

(配管工事)

- 5 浄化槽の配管工事は、次のとおりとする。
 - (1) 雨水や工場廃水等を除く生活排水が全て浄化槽に流入するように配管すること。
 - (2) 配管の起点、屈曲点、合流点及び一定間隔ごとに適切な升等を設けること。
 - (3) 勾配は自然流下による場合は、管径の1/100以上とすること。
 - (4) 放流管の管底は、放流先水路の高水位より10cm程度高くなるようにし、自然流下でこの管底高さが確保できない場合にはポンプ升を設けること。
なお、ポンプは同一能力の予備を設けること。
 - (5) 浄化槽から発生する臭気が家庭内に流入することを防止するため、トラップを設けること。

(電気工事等)

- 6 浄化槽の電気工事等は、次のとおりとする。
 - (1) 電気配線は専用の電源とし、屋外に設ける場合にあっては、防水型の差込みコンセントとすること。
 - (2) 接地工事を必ず行うこと。
 - (3) ブロワーは、固定を十分行うとともに防振架台上に設置する等防音、防振対策を講じること。
 - (4) 空気配管の長さ及び屈曲数は、圧力損失を計算し、メーカーの仕様空気量が確保されていることを確認し、決定すること。
 - (5) 空気配管には破損を起こさないよう必要な覆土を施すこと。
 - (6) 浄化槽の周辺に槽内の洗浄等に使用するための散水栓を設けること。

(その他)

- 7 前各項目のほか、浄化槽の適正な機能を発揮するため、必要な措置を講じること。

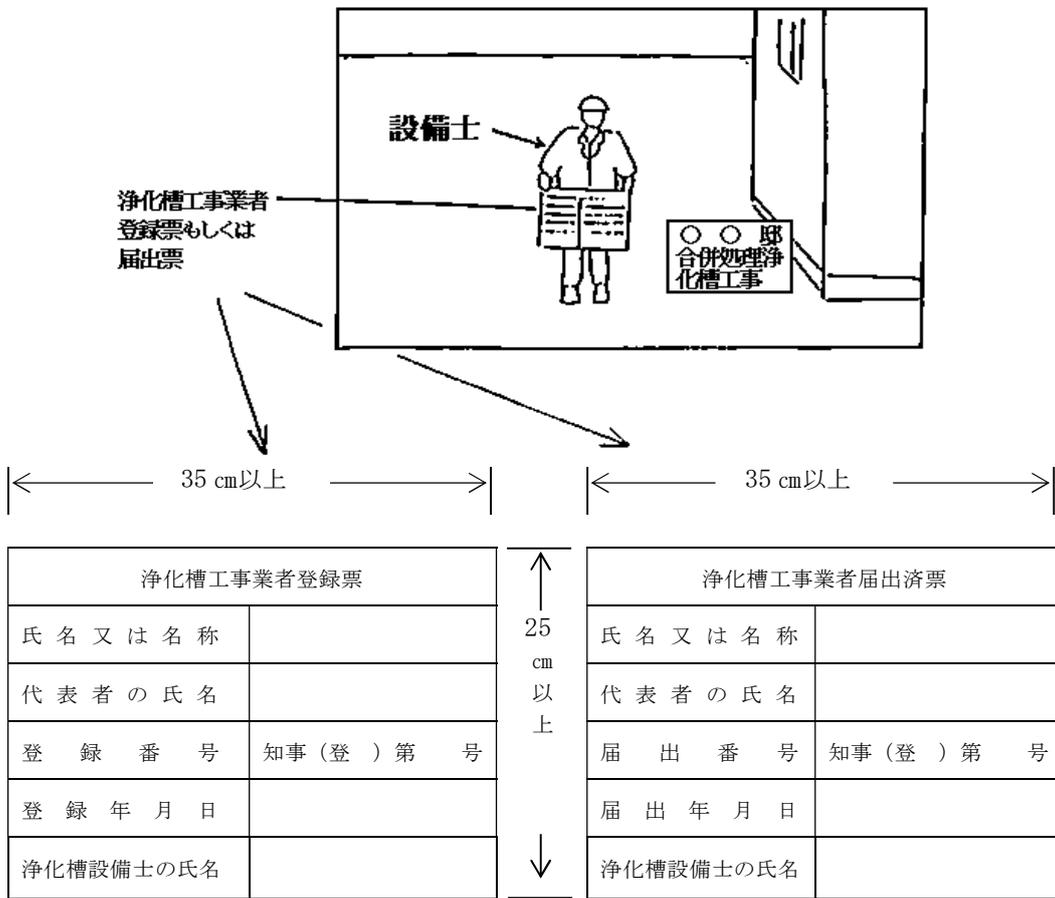
実績報告書に添付する工事写真

写真1 浄化槽設備士が実地に監督していることを証する写真

写真のポイント

当該浄化槽の設置場所で、浄化槽設備士が実地に作業に当たっていることが分かる写真を写すことがポイントとなる。浄化槽設備士が、正面を向いて、標識を掲げ、背景に工事を行う場所（設置予定地）の周辺状況（地面、家屋等）とともに写っていること。

なお、標識板の記載事項が判読できることが望ましい。



備考

浄化槽設備士の氏名は、営業所に掲げる場合にあっては当該営業所に置かれる浄化槽設備士の氏名とし、浄化槽工事の現場に掲げる場合にあっては当該現場に置かれる浄化槽設備士の氏名とする。

備考

浄化槽設備士の氏名は、営業所に掲げる場合にあっては当該営業所に置かれる浄化槽設備士の氏名とし、浄化槽工事の現場に掲げる場合にあっては当該現場に置かれる浄化槽設備士の氏名とする。

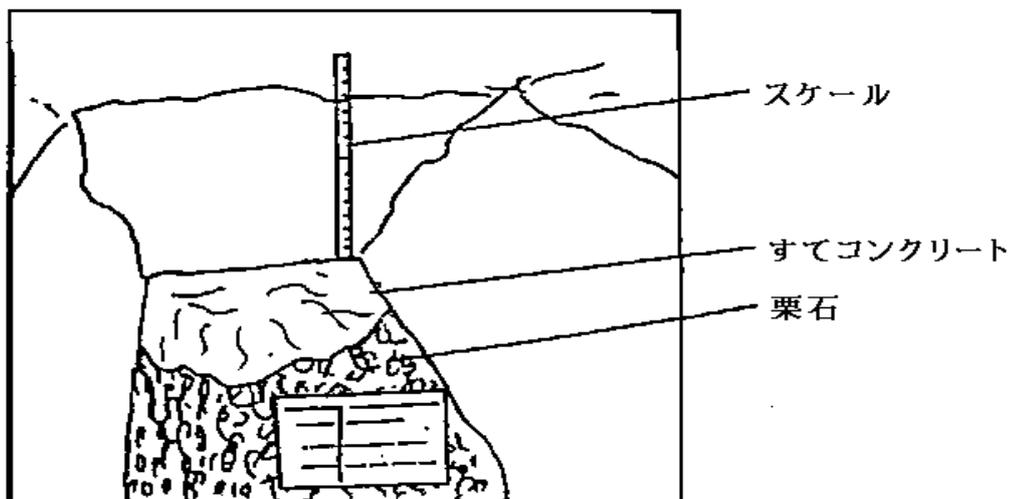
写真2 基礎工事の状況を示す写真

写真のポイント

不等沈下防止のための基礎工事を行ったことが分かる写真を2枚に分けて写す。

- 1枚目の写真 栗石地業を行った後、すてコンクリートを打っている所の写真を写す。
- 2枚目の写真 すてコンクリートを打った後、基礎コンクリートを打っている所の写真を写す。

1枚目の写真



2枚目の写真

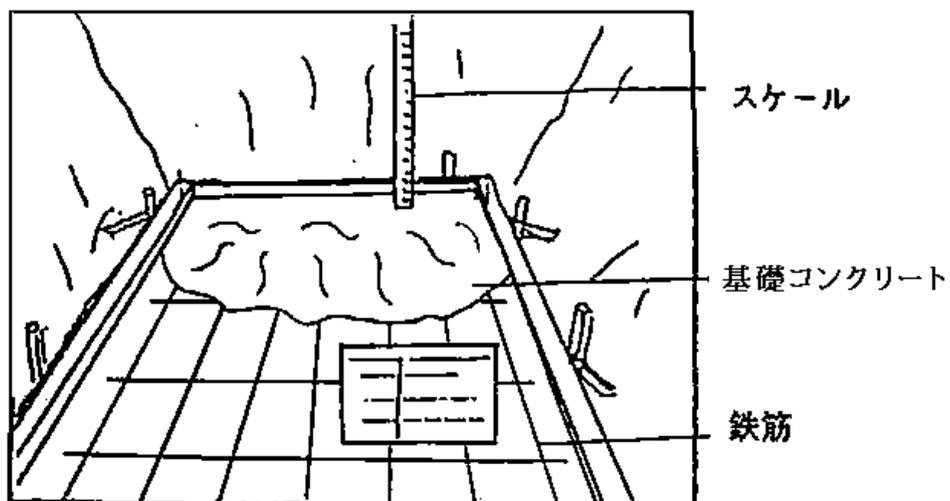


写真3 据付工事の状況を示す写真

写真のポイント

水張りを行い、本体の水平を確認しつつ埋め戻しの作業を行っていることが分かる写真を写す。

そのためには、以下の道具等が写っていることが必要である。

ア 本体の水平を確認するための水準器

(これに代えて、水準目安線や越流やき、流入、放流、移流管等の状況を浄化槽設備士等が確認していることを写した別の写真でも良い)

イ 埋め戻しの高さを示すスケール

ウ 水張り及び水じめに用いるホース

エ つき固め用の器具(つき棒、ランマー等)及び埋め戻しに用いている土砂
(本体を傷つけるおそれのある石などが入っていない土砂)

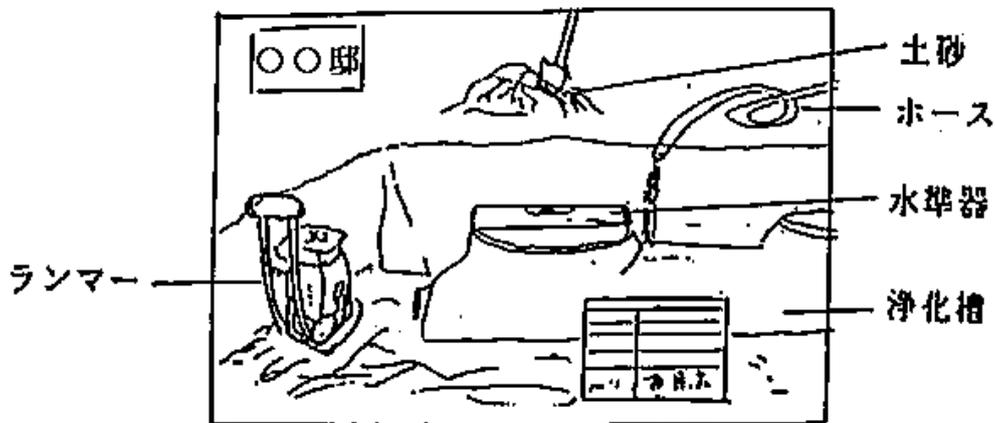


写真4 かさ上げの状況を示す写真

写真のポイント

マンホール蓋の高さから、バルブ等の操作が可能であるかが分かる写真を写す。そのためには、バルブの上端からマンホール蓋までの距離が分かるように、スケールをあてた写真を写す。

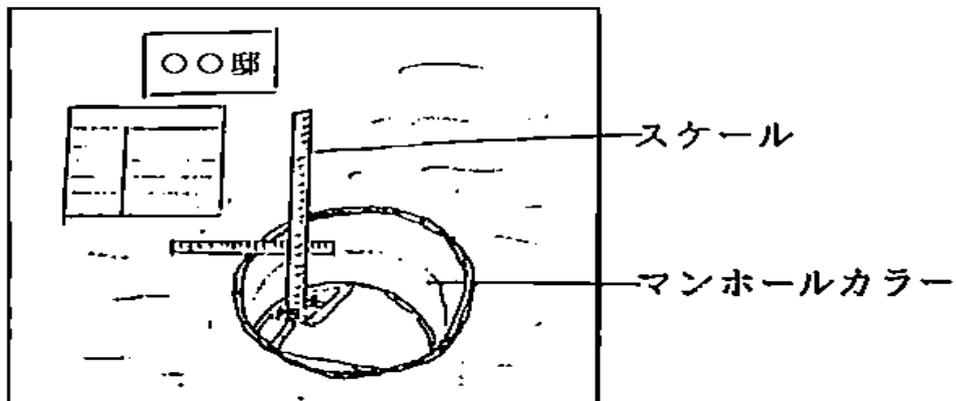


写真5 工事完了の状況を示す写真

写真のポイント

工事完了時の全景の写真とし、標識を持っている浄化槽設備士及び周辺の景色を写しこむこと。

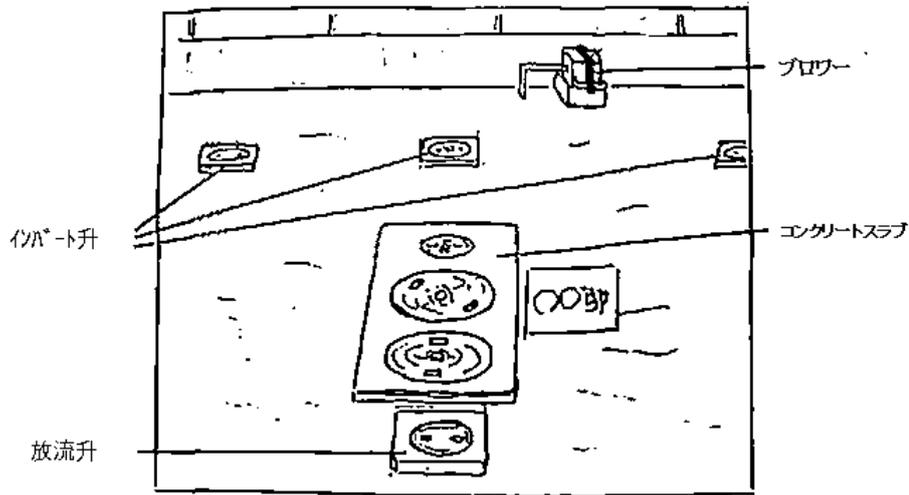


写真6 その他

写真のポイント

特殊な施工を実施した場合は、その状況が分かる写真を写す。

チェックリスト判定要領

(検査項目1) 流入管きよ及び放流管きよの勾配

(確認の方法及び内容)

管きよの始点より、水を流して升等の管内が目視できる場所で確認する。

(検査項目2) 放流先の状況

(確認の方法及び内容)

- ① 放流水路の水位上昇時のこん跡を見る、あるいは、聞き取り調査によって、水位が最大どこまで上昇するかを確認する。
- ② 放流水路の水位は、降雨や融雪により上昇する場合、かんがい期に水路の水位を上昇させる場合等があるので、留意する必要がある。

(検査項目3) 誤接合等の有無

(確認の方法及び内容)

- ① 台所、便所、洗濯、風呂場等の排水口から水を流してみる。
- ② 雨水、工場廃水管をたどってみる。
- ③ 配管図面との確認を行うことが望ましい。

(検査項目4) 升等の位置及び種類

(確認の方法及び内容)

- ① 起点 各排水が屋外に出た所に升等が設置されているか。
- ② 屈曲点 45度以上の屈曲点、落差のある所に升等が設置されているか。
- ③ 合流点 2系統以上の排水の合流点に升等が設置されているか。
- ④ 間隔 直線部分においても管きよの点検や清掃が行える間隔に設置されているか。

(検査項目5) 流入管きよ、放流管きよ及び空気配管の変形、破損のおそれ

(確認の方法及び内容)

配管上部の使用状況の聞き取りを行ったうえで、次の点の確認を行う。

配管の上部を人の通行等がある場合は、覆土がなされていること。

(検査項目6) かさ上げの状況

(確認の方法及び内容)

- ① 保守点検時に、バルブ等の操作や、薬剤の補充を行えるように、確実に手が届くこと。
- ② 槽内の外観（スカムの発生状況、接触ばっ気槽の水流、移流管等）の目視による点検が可能なこと。
- ③ 深埋めによって、より大きな土圧がかかり、本体及び内部設備の変形破損を生じるおそれがないこと。

維持管理を容易に行うことができるかさ上げの高さは、マンホールの大きさやバルブの位置などによって異なるが、①、②、③を考慮すると、当面おおむね30cm以内とすることが適当と考えられる。なお、30cm以上とならざるを得ない場合には、ピット構造とする等の対策がいる。

(検査項目7) 浄化槽本体およびその周辺の状況

(確認の方法及び内容)

保守点検、清掃を行うには、少なくとも浄化槽本体上部の空間が確保されている事が前

提となる。

通常槽本体の変形、破損を防止するため、コンクリートスラブを打つことが必要であるので、適正にコンクリートスラブが打たれていることを確認する。なお上部の利用状況によっては、コンクリートスラブと基礎の間に支柱をたてる等の対策を講じて、荷重が直接浄化槽本体にかからないような対策を講ずる場合もある。

また、スラブを打つ時、マンホール蓋に余分なセメント等が入ることにより蓋が開なくなることはないよう十分注意する必要がある。

(検査項目 8) 漏水の有無

(確認の方法及び内容)

槽内を満水状態にした後、24時間後の各室の水位を比べ、各室の水位差に変化が生じていないかを確認する。

(検査項目 9) 浄化槽本体の水平の状況

(確認の方法及び内容)

水準器、槽内壁に示されている水準目安線、越流せき及び各室(槽)の水位、流入管底・放流管底との水位差等により確認する。

(検査項目 10) 接触材等の変形、破損、固定の状況

(確認の方法及び内容)

- ① 目視により、接触材及び接触材おさえ等に変形、破損はないかを調べる。
- ② 逆洗装置を稼働させるなどして接触材が動いたりすることはないかを確認する。

(検査項目 11) ばっ気装置、逆洗装置及び汚泥移送装置の変形、破損、固定及び稼働の状況

(確認の方法及び内容)

- ① 目視により、送気管や汚泥移送管の変形、破損はないかを調べる。
- ② 固定については、水面上の配管部分を手でゆするなどして調べる。
- ③ ばっ気装置や、逆洗装置にあっては、実際に稼働させてみて気泡が均等に出るかどうか、また水流に片寄りがないかどうかを調べる。
- ④ バルブ操作による送気の切替えを行って十分な送気が行えるかどうかを確認する。
また、空気の逃がしバルブがある場合は、バルブの操作によって、送気量の調節が可能かどうかを確認する。

(検査項目 12) 消毒設備の変形、破損、固定の状況

(確認の方法及び内容)

- ① 消毒設備の変形、破損については、目視や実際に取り外して調べてみる。
- ② 薬剤筒が傾いたまま固定されていると、薬剤と水との接触が十分に行えないので、薬剤筒のスリットを通して接触が十分になされているかを、実際に水を流して目視で確認する。

(検査項目 13) ポンプ設備(流入ポンプ及び放流ポンプ)の設置、稼働状況

(確認の方法及び内容)

- ① ポンプ升の変形、破損については、目視等で確認し、また漏水については、升の底板や、壁面の接合部等から漏水のおそれがあるので、本体と同様に、水張りを行った後、24時間後の水位との比較を行う。

- ② ポンプは通常1台稼働で、もう1台は予備となるが、予備のポンプを設けておかないと故障時や異常に多量の汚水が流入した時に対応できないため2台以上設置する必要がある。また、2台は同一能力とし、普段から自動的に交互運転できることが望ましい。
- ③ ポンプの能力や、ポンプ升の容量が設計図書と同一であることを確認する必要がある。
- ④ ポンプは、固定が十分でないと、起動時や停止時に設置位置が動いてしまうことがあり、移送管の変形や、レベルスイッチの作動の妨げとなることがあるので、ガイドパイプ等で固定されているかどうかを確認する。
- ⑤ 特に原水ポンプでは、固形物等により目づまりを生じるおそれがあるため、保守点検時にポンプを引き上げて、ごみ等を取り除く必要がある。そのため、取り外しが容易に行えるかどうかを確認する。
- ⑥ ポンプ升の平面積が小さい場合には、フロート式スイッチを用いると、フロートが配管等に引っかかってしまいポンプの誤作動を生じることがある。そのため、ポンプを作動させてみて、フロート式スイッチが正しく作動できる状況にあるかどうかを調べる。正しく作動できないおそれのある場合は、電極棒式のレベルスイッチとする必要がある。

(検査項目14) ブロワーの設置、稼働状況

(確認の方法及び内容)

- ① ブロワーに防振ゴム等がしっかりはめ込まれているかどうかを確認する。建物の土台と縁切りされた土台に据え付けられていることが望ましい。また、固定が十分に行われていないと、振動によって、ブロワーが動いてしまい、送気管等の変形の原因となるおそれを生ずる。
騒音についても、異常な金属音等が生じていないかを調べる。
- ② ブロワーは、一般に屋外に設置されるため、風雨等にさらされており、万一の漏電にそなえて、アースを必ず行う。また、電源は、防水型のスイッチ差し込みコンセントとなっているかを確認する。

※ 前各検査項目の良好な状態が確認された場合は、チェック欄にレ印を記入すること。